

第 1 種 組 合 員 各 位

宮城県医師国民健康保険組合  
理事長 佐々木 悦子  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料の減免について

平素 当組合の事業につきまして、ご支援ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症により組合員の収入が減少した世帯の国民健康保険料の減免については、収入の上限設定等、厚生労働省の算定基準の解釈について県当局に確認中のため、回答があり次第、ホームページ上でお知らせすることとしておりましたが、未だ回答が得られない状況となっております。

つきましては、当組合独自に基準を設定し、下記のとおり減免を行なうことといたします。国への財政支援の申請が12月初旬のため、11月20日（金）まで申請いただきますようお願いいたします。

なお、独自の基準につきましては、国からの財政支援の状況によりまして、減免内容が多少変動する場合もございます。

記

1. 減免基準 保険料の減免は、次の①から③までのいずれかに該当する世帯について減免します。
  - ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡した世帯。
  - ②新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が重篤な傷病を負った世帯。
  - ③新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員の事業（医業）収入、または医業に関する給与収入の減少が見込まれ、減少額が前年の収入額の10分の3以上である世帯。
2. 減免期間 令和2年4月から令和3年3月までの1年分。  
年度途中からの加入者は、加入月から令和3年3月分まで。
3. 申請方法
  - (1) 申請書の提出 申請書を組合に請求、または組合のホームページから印刷後、記入捺印のうえ必要書類を添付して組合に提出。  
締め切り 令和2年11月20日（金）
  - (2) 収入確定後の書類提出 令和2年分確定申告書または源泉徴収票の写し
4. 保険料還付 上記（2）の書類提出後に保険料引落口座へ振り込みます。

お問い合わせ先  
宮城県医師国民健康保険組合  
TEL 022-227-0516